
川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等 (令和7年度施行分) の改正の考え方

令和6年2月
川崎市環境局脱炭素戦略推進室

1	建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方	3
2	条例（令和5年3月改正）について	4
3	【制度1】特定建築物太陽光発電設備等導入制度について	5
4	【制度1】規則等に規定する内容について	6

1 建築物太陽光発電設備等総合促進事業の考え方

- 本市では、**2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組を推進**しており、再生可能エネルギーの導入拡大を進めていく必要があります。
- 本市のような市域のほとんどが市街化されている都市で再生可能エネルギーの導入拡大をするには、**建築物への太陽光発電設備の設置が最も有効な手段**となります。
- また、これから建てられる建築物は、その多くが**2050年まで残る**ものであるため、**新築建築物等への太陽光発電設備の導入に向けた施策を強化し**、取り組んでまいります。
- 制度設計にあたっては、近隣都市の制度や制度対象事業者への負担などを考慮してまいります。
- **太陽光発電設備の設置を一層促進**するため、市民・事業者の皆様が、正しい情報を理解した上で、設備設置の判断がなされるよう、行政としても必要な情報発信・支援を行ってまいります。

2 条例（令和5年3月改正）について

建築物太陽光発電設備等総合促進事業の内訳（制度1・2のみ）

制度1

○特定建築物太陽光発電設備等導入制度

延べ床面積2,000m²以上の建築物を新增築する建築主への太陽光発電設備等の設置義務

制度2

○特定建築事業者太陽光発電設備導入制度

延べ床面積2,000m²未満の新築建築物を年間一定量以上建築・供給する建築事業者への太陽光発電設備設置義務

スケジュール

	項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度～
制度1	特定建築物太陽光発電設備等導入制度	「1月 重要施策の考 え」 に 素案提示	条例改正 詳細検討 ・ 準備	案公表 パブコメ等 要綱等整備 規則等改正	準備・周知等 ★ 制度施行
制度2	特定建築事業者太陽光発電設備導入制度			案公表 パブコメ等 要綱等整備 規則等改正	準備・周知等 ★ 制度施行

制度1 特定建築物太陽光発電設備等導入制度【条例第25条】（概要）

● 制度の内容

- **大規模建築物**（床面積の合計2,000㎡以上）を建築※する**特定建築主**に対し、太陽光発電設備等の設置を義務付ける。
※新築、増築又は改築。増築、改築をする場合、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計2,000㎡以上。
- 特定建築主は**規則に定めた容量（設置基準量）以上の設備を設置しなければならない。**
- 当該建築物へ設備を設置できない場合、**代替措置を講じることができる。**
- 規則に定めた建築物は**制度対象外**となる。
- 特定建築主は設置計画書を作成・提出する。
- 市は特定建築主名その他規則で定めた事項をインターネットにより公表する。

4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

制度1 規則等に規定する主な内容

対象建築物 (除外規定)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化財等の原形を再現する建築物、仮設建築物（資材置き場など）などを対象建築物から除外する ■ 施行日より前に建築確認申請などの手続きが行われた建築物を対象建築物から除外する 	P7～8
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 太陽光発電設備、太陽熱・地中熱利用設備、バイオマス利用設備、風力発電設備など ■ 原則、当該特定建築物又はその敷地（オンサイト）での太陽光発電設備等の設置とし、多様な設置手法を幅広く対象 	P9
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設置基準量 = 建築面積 × 設置基準率 5% × 面積当たり算定量 0.15kW/m² ■ 設置基準量は設備設置が困難な面積を除いた設置可能面積を用いてを求めることも可能 ■ 設置基準量には床面積の合計に応じた下限・上限を設定 ■ 設置基準量の下限・上限は「工場等」「工場等以外」の用途に分けて設定 	P10～13
代替措置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 既存建築物への太陽光発電設備の新設、当該特定建築物及びその敷地以外（オフサイト）での太陽光発電設備等の設置など ■ オンサイト設置が困難な場合等に限り、再生可能エネルギー電力調達・証書調達を対象 ■ 設置した設備のエネルギー利用量と同程度の太陽光発電設備を設置したとみなす 	P14
計画書等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定建築主の氏名、名称、建築物の概要等に加え、設備の種類、設置容量、適合状況などを記載した計画書を、建築確認申請又は計画通知をしようとする日の21日前までに提出 ■ 計画書の内容を変更をしたとき、工事が完了したとき、工事を中止したときは届出を提出 	P15～18
公表	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公表内容は特定建築主の氏名、名称、建築物の概要等に加え、設備の種類、設置容量、適合状況など 	P19

4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

1 制度の対象となる建築物等 【条例第25条第1項*】 *令和7年4月施行（以下、同じ。）

対象者（建築主）

- 条例
要旨
- 床面積の合計2,000㎡以上の建築物（大規模建築物）の新築、増築又は改築（以下、新築等という。）をしようとする者（特定建築主）

対象建築物（除外規定）

- 条例
要旨
- 新築等をする建築物が対象
 - 大規模修繕、模様替え、現存する建築物は対象外
 - 1棟あたり床面積の合計が2,000㎡以上（大規模）の建築物が対象
 - 増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積
 - **規則で定める場合を除く**①

規則等 改正の 考え方

①-1 規則等で定める除外規定（制度の対象外となる建築物）

- ▶ i. 文化財等の原形を再現する建築物 ※建築物省工ネ法第18条2号
- ii. 仮設建築物（資材置き場等） ※建築物省工ネ法第18条3号 など

除外規定（経過措置）

規則等
改正の
考え方

①-2 規則等で定める除外規定（経過措置）

- ▶ 施行日（令和7年4月1日）より前に建築確認申請、計画通知又は次の手続きが行われた建築物は**対象外**
 - i. 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例により特定建築物環境計画書（CASBEE）を提出した場合
 - ii. 環境影響評価法又は川崎市環境影響評価に関する条例により公告を行った場合
 - iii. 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例により標識を設置した場合
 - iv. 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例により事前届出書を提出した場合
 - v. 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則により開発行為事前審査申請書を提出した場合
 - vi. 建築基準法により建築物の容積率等の特例の許可申請を提出した場合

2 制度の対象となる設備 【条例第25条第1項】

対象設備

条例 要旨

- 太陽光発電設備その他の再エネ利用設備が対象
 - 当該特定建築物又はその敷地（オンサイト）に、太陽光発電設備**その他の再エネ利用設備**^①であって**規則で定める基準**^②に適合するものを設置しなければならない

※ 太陽光発電設備による場合、規則で定める基準に適合する定格出力を備えたものとする。

規則等 改正の 考え方

①、②-1 規則等で定めるその他の再エネ利用設備・その基準

その他の再エネ利用設備の種類 ^{※1}	設置基準量
太陽熱を利用する設備	当該設備による再エネ利用量と同程度の量において太陽光発電設備の設置とみなす ^{※3} 【発電設備】 電力量1,000kWh/年間を太陽光発電設備 1 kW相当とする 【熱利用設備】 利用量3,600MJ/年間を太陽光発電設備 1 kW相当とする
地中熱を利用する設備	
バイオマスを利用する設備	
風力発電設備	
その他の再エネ利用設備 ^{※2}	

※1 大気中の熱その他の自然界に存する熱を直接利用するものを除く。

※2 将来の技術革新の動向を踏まえ、必要に応じて追加を検討。

※3 太陽光発電設備と太陽光発電設備以外を併用する場合は、設置量は合算した容量とすることができる。

設置基準（設置基準量）

規則等
改正の
考え方

②-2 規則等で定める太陽光発電設備の設置基準量

項目	設置基準量																														
(1) 建築面積による算定	<ul style="list-style-type: none"> 設置基準量(kW)は設置面積×0.15(kW/m²)とし、設置面積は建築面積を基本とする <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $\text{設置基準量 (算定値) (kW)} = \frac{\text{設置面積 (m}^2\text{)} : \text{①②の小さい方}}{\text{①建築面積 (m}^2\text{)} \times \text{設置基準率5\%} \quad \times \quad \text{面積当たり算定量} \\ \text{②設置可能面積 (m}^2\text{)} \quad \times \quad \text{0.15 (kW/m}^2\text{)}}$ </div> <p style="font-size: small;">* 増築の場合は増築部分の建築面積。また、0.15kW/m²より発電効率が高い設備の場合、設置面積より狭い面積で設置基準量以上の設置が可能。</p>																														
(2) 床面積による下限・上限	<ul style="list-style-type: none"> 設置基準量は用途及び床面積の合計の区分に応じた下限・上限の範囲内とする <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">設置基準量（算定値）が上限より大きい</td> <td>⇒ 上限を設置基準量とする</td> </tr> <tr> <td>設置基準量（算定値）が下限以上、上限以下</td> <td>⇒ 設置基準量（算定値）を設置基準量とする</td> </tr> <tr> <td>設置基準量（算定値）が下限より小さい</td> <td>⇒ 下限を設置基準量とする</td> </tr> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> 用途の区分は「工場等」「工場等以外」で分ける <ul style="list-style-type: none"> * 工場等：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1号に規定する工場等（以下、「工場等」という。）の用途に供する特定建築物（例：工場、自動車車庫、倉庫など） <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <table border="1" style="font-size: x-small; border-collapse: collapse;"> <caption>< 工場等以外 の 下限・上限 ></caption> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>2,000~5,000m²未満</th> <th>5,000~10,000m²未満</th> <th>10,000m²~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下限</td> <td>3 kW</td> <td>6 kW</td> <td>12 kW</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>9 kW</td> <td>18 kW</td> <td>36 kW</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="font-size: x-small; border-collapse: collapse;"> <caption>< 工場等 の 下限・上限 ></caption> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>2,000~5,000m²未満</th> <th>5,000~10,000m²未満</th> <th>10,000m²~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下限</td> <td>6 kW</td> <td>12 kW</td> <td>24 kW</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>18 kW</td> <td>36 kW</td> <td>45 kW</td> </tr> </tbody> </table> </div>	設置基準量（算定値）が上限より大きい	⇒ 上限を設置基準量とする	設置基準量（算定値）が下限以上、上限以下	⇒ 設置基準量（算定値）を設置基準量とする	設置基準量（算定値）が下限より小さい	⇒ 下限を設置基準量とする	床面積の合計	2,000~5,000m ² 未満	5,000~10,000m ² 未満	10,000m ² ~	下限	3 kW	6 kW	12 kW	上限	9 kW	18 kW	36 kW	床面積の合計	2,000~5,000m ² 未満	5,000~10,000m ² 未満	10,000m ² ~	下限	6 kW	12 kW	24 kW	上限	18 kW	36 kW	45 kW
設置基準量（算定値）が上限より大きい	⇒ 上限を設置基準量とする																														
設置基準量（算定値）が下限以上、上限以下	⇒ 設置基準量（算定値）を設置基準量とする																														
設置基準量（算定値）が下限より小さい	⇒ 下限を設置基準量とする																														
床面積の合計	2,000~5,000m ² 未満	5,000~10,000m ² 未満	10,000m ² ~																												
下限	3 kW	6 kW	12 kW																												
上限	9 kW	18 kW	36 kW																												
床面積の合計	2,000~5,000m ² 未満	5,000~10,000m ² 未満	10,000m ² ~																												
下限	6 kW	12 kW	24 kW																												
上限	18 kW	36 kW	45 kW																												

4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

設置基準（設置可能面積）

規則等
改正の
考え方

②-3 規則等で定める太陽光発電設備の設置可能面積

- ▶ **設置可能面積は、建築面積から屋上部分の次の面積を除外できる** ※根拠図面等を提出する
- i. 屋上緑化をしなければならない部分
 - ii. 屋上の部分のうち、日影の影響がある部分
 - iii. 緊急離着陸場等のスペース及びこれに類する設備の設置部分
 - iv. 屋上設置がやむを得ない**建築設備**の設置部分 ※上部に太陽光パネルを設置することで能力が損なわれる部分
 - v. 太陽光発電設備の**メンテナンス等**に必要な部分 など

設置基準（設置手法）

規則等
改正の
考え方

②-4 規則等で定める太陽光発電設備の設置手法

- ▶ i. 太陽光発電設備を**特定建築主が所有し、特定建築主が利用**（自家消費、余剰売電、全量売電を問わない。）
- ii. **リース等**により、太陽光発電設備を**第三者が所有し、特定建築主が利用**（自家消費、余剰売電、全量売電を問わない。）
- iii. **屋根貸し等**により、太陽光発電設備を**第三者が所有し、第三者が利用**
- ※いずれも、当該特定建築物又はその敷地（オンサイト）に太陽光発電設備を設置する

4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

設置基準量に対する適合状況（例1：設置基準量が建築面積5%で決まる例）

大規模建築物（建築面積1,200㎡うち除外面積300㎡、床面積の合計8,000㎡、工場等以外）を想定します。

- 建築面積 1,200㎡（うち除外面積 300㎡）
- 床面積の合計 8,000㎡ の新築 ⇒ 特定建築主に該当

①建築面積の5%

$$= \text{建築面積} 1,200\text{㎡} \times 5\% = 60\text{㎡}$$

②設置可能面積

$$= \text{建築面積} 1,200\text{㎡} - \text{除外面積} 300\text{㎡} = 900\text{㎡}$$

設置面積

$$\text{①と②の小さい方 } 60\text{㎡} < 900\text{㎡} \Rightarrow \mathbf{60\text{㎡}}$$

設置基準量(算定値)

$$= \mathbf{60\text{㎡}} \times 0.15\text{kW}/\text{㎡} = 9\text{kW}$$

下限・上限 P22参照

床面積の合計8,000㎡（工場等以外）の 下限6kW、上限18kW

設置基準量(kW)

$$\underset{\text{下限}}{6\text{kW}} < \underset{\text{算定値}}{9\text{kW}} < \underset{\text{上限}}{18\text{kW}} \Rightarrow \mathbf{\text{設置基準量 } 9\text{kW}}$$

適合状況

実際に設置した容量が10kWとすると、
設置基準量である9kW以上のため 基準適合

4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

設置基準量に対する適合状況（例2：設置基準量が上限で決まる例）

大規模建築物（建築面積8,000㎡うち除外面積1,000㎡、床面積の合計16,000㎡、工場等）を想定します。

- 建築面積 8,000㎡（うち除外面積 1,000㎡）
- 床面積の合計 16,000㎡ の新築 ⇒ 特定建築主に該当

①建築面積の5%

$$= \text{建築面積}8,000\text{㎡} \times 5\% = 400\text{㎡}$$

②設置可能面積

$$= \text{建築面積}8,000\text{㎡} - \text{除外面積}1,000\text{㎡} = 7,000\text{㎡}$$

設置面積

$$\text{①と②の小さい方 } 400\text{㎡} < 7,000\text{㎡} \Rightarrow \mathbf{400\text{㎡}}$$

設置基準量(算定値)

$$= \mathbf{400\text{㎡}} \times 0.15\text{kW}/\text{㎡} = 60\text{kW}$$

下限・上限^{P22参照}

床面積の合計16,000㎡（工場等）の 下限24kW、上限45kW

設置基準量(kW)

$$\begin{matrix} \text{下限} & \text{上限} & \text{算定値} \\ 24\text{kW} & < & 45\text{kW} < 60\text{kW} \end{matrix}$$

⇒ 設置基準量45kW

適合状況

実際に設置した容量が55kWとすると、
設置基準量である45kW以上のため 基準適合

4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

3 代替措置 【条例第25条第2項】

代替措置

条例
要旨

- 太陽光発電設備等の設置に代わる脱炭素エネルギー源の利用に係る措置
 - **規則で定める措置**^①を講じることができる
 - **規則で定める出力の量**⇒P9 設置基準量参照の太陽光発電設備等を設置したものとみなす

規則等
改正の
考え方

① 規則等で定める代替措置

履行方法	代替措置の概要	
	発電場所	電力を利用する施設
(1) 既存建築物への新設	既存建築物又はその敷地 (市内に限る)	・当該既存建築物又はその敷地
(2) 特定建築物及びその敷地以外(オフサイト)への設置	特定建築物及びその敷地以外	・当該特定建築物又はその敷地
(3) 条例第19条第1項に規定する開発事業の場合、区域内への設置	特定開発事業に係る建築物又はその区域(市内に限る)	・当該特定開発事業に係る建築物又はその区域(当該特定建築物又はその敷地を含む)
(4) 市長が別に定める措置	再エネ電力調達・証書調達等	* 設置可能面積が狭小、又は技術的な事由によりオンサイト設置が困難である場合等に限り、再生可能エネルギー電力調達・証書調達を対象

※(2) は、発電に伴う電気(環境価値が付属している場合に限る。)又は当該電気に係る環境価値を供給するために新たに設置するものを基本とする。

※(1)(3) については、熱利用設備の設置も代替措置とすることができる。

4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

4 計画書【条例第25条第4項】

計画書（提出方法）

条例 要旨

- 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書（以下、計画書という。）を提出する
 - **規則で定める**^①ところにより計画書を作成し、市長に提出する

規則等 改正の 考え方

① 規則等で定める計画書の提出方法

項目	提出方法										
添付図書	<ul style="list-style-type: none"> • 計画書の提出は、計画書提出書に次の図書を添付する <table border="1"> <thead> <tr> <th>添付図書</th> <th>記載概要等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書（計画書）</td> <td>特定建築主の氏名等、建築物等の概要、適合状況など</td> </tr> <tr> <td>②（仮称）取組評価書</td> <td>設置基準量の算定に関する事項、適合状況など</td> </tr> <tr> <td>③ 図面等</td> <td>設置可能面積等を示した図面など</td> </tr> <tr> <td>④ その他市長が別に定める書類</td> <td>例) 再生可能エネルギー調達計画書（再エネ調達の場合） オンサイト設置が困難な事由、再エネ割合など</td> </tr> </tbody> </table> <p>※計画書提出書の様式は規則等に定める。①②は市が作成した様式又は同等の内容が記載された任意の様式とする。</p>	添付図書	記載概要等	① 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書（計画書）	特定建築主の氏名等、建築物等の概要、適合状況など	②（仮称）取組評価書	設置基準量の算定に関する事項、適合状況など	③ 図面等	設置可能面積等を示した図面など	④ その他市長が別に定める書類	例) 再生可能エネルギー調達計画書（再エネ調達の場合） オンサイト設置が困難な事由、再エネ割合など
添付図書	記載概要等										
① 特定建築物太陽光発電設備等設置計画書（計画書）	特定建築主の氏名等、建築物等の概要、適合状況など										
②（仮称）取組評価書	設置基準量の算定に関する事項、適合状況など										
③ 図面等	設置可能面積等を示した図面など										
④ その他市長が別に定める書類	例) 再生可能エネルギー調達計画書（再エネ調達の場合） オンサイト設置が困難な事由、再エネ割合など										
提出時期	<ul style="list-style-type: none"> • 建築確認申請又は計画通知をしようとする日の21日前まで 										

計画書（記載事項）

条例 要旨

■ 計画書には次の事項を記載する

- i. 特定建築主の氏名（名称）、住所（所在地）、法人の場合は代表者の氏名
- ii. 特定建築物の名称、所在地
- iii. 特定建築物の概要
- iv. 太陽光発電設備等の種類
- v. 太陽光発電設備等により利用することが可能な再生可能エネルギーの量
- vi. 代替措置を講じる場合は、当該措置に関し**規則で定める事項**^②
- vii. そのほか**規則で定める事項**^②

規則等 改正の 考え方

② 規則等で定める計画書の記載事項

- ▶ 代替措置に関する記載事項
 - 設備等の種類、利用可能な再生可能エネルギー等の量、代替措置に係る事項 など
- ▶ そのほか計画書（又はその添付図書）に記載する事項
 - 設置基準量の根拠、設置容量、適合状況 など

4 【制度1】 規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

5 変更届 【条例第25条第5項及び6項】

軽微な変更・変更届

条例 要旨

- 計画書の記載事項に変更があった場合、変更届を提出する
 - 工事が完了するまでの間、**規則で定める軽微な変更**^①を除き、変更する場合は**規則で定める**^②ところにより、変更届を市長に提出する

規則等 改正の 考え方

① 規則等で定める軽微な変更

- ▶ 設置容量に変更が生じない場合で、かつ主たる用途を変更しない場合 など

② 規則等で定める変更届

- ▶ i. 特定建築主等の氏名等の変更の場合、変更後30日以内に、所定の様式により、変更届を市長に提出する
- ▶ ii. 特定建築物の概要、設備の種類、設置量等の変更の場合、変更に係る工事着手の15日前までに、変更する事項を反映した計画書（その添付図書を含む）を添えて、所定の様式により、変更届を市長に提出する

4 【制度1】規則等に規定する内容について

大規模建築物への制度

5 完了届等 【条例第25条第7項】

完了届・中止届

条例 要旨

- **工事完了時、又は工事中止の場合は届け出る**
 - 工事が完了したとき、又は中止したときは、市長に速やかにその旨を届け出る

規則等 改正の 考え方

① 規則等で定める完了届

- ▶ 工事完了後30日以内に、実施結果を添えて、所定の様式により、完了届を市長に提出する

② 規則等で定める中止届

- ▶ 中止したときは速やかに、所定の様式により、中止届を市長に提出する

6 公表 【条例第25条第8項】

公表事項

条例 要旨

- 計画書が提出されたとき、又は変更等の届出がされたときは、市はインターネット等により速やかに次の事項を公表する
 - 計画書を提出した特定建築主の氏名又は名称その他の規則で定める事項^①

規則等 改正の 考え方

① 規則等で定める公表事項

- ▶ 計画書を提出した特定建築主の氏名又は名称のほか、次の事項を公表する
 - i. 計画書の内容 ※計画書の記載事項はP28参照
 - ii. 変更届等の内容 ※計画書の内容に関わる事項
 - iii. 手続きの進捗状況
 - iv. その他市長が定める事項